

共有 宅建 H04-12-3 <<#865>>**【問】 正誤をつけよ。**

A・B・C3人が土地を共有(持分均一)している。Cが相続人なくして死亡し、特別縁故者に対する財産分与もなされない場合、Cの持分は、A及びBに帰属する。

【答え】 正しい**<<ポイント>> 持分の放棄及び共有者の死亡【★基礎必須】**

共有者の1人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。(民法255条)

<<関連>> 特別縁故者への持分権の分与との関係【★基礎必須】

共有者が相続人なくして死亡した場合に、特別縁故者への持分権の分与による処理が、民法255条の規定に、優先する

《まとめ》 共有の弾力性

共有者が死亡	①相続人 ⇒ ②特別縁故者 ⇒ ③他の共有者
共有者が持分を放棄	他の共有者

※ 国庫には帰属しない